

居宅で四つ這い移動、施設から戻ったら自力移動ができない

■ 家族の介護負担が増えた、責任を取れ！

Mさん(女性93歳)は居宅では、四つ這いで移動しています。トイレも四つ這いで行き、自分で用を足すことができます。四つ這いという特殊な移動手段ですが、認知症もなく、家族も大きな負担はありませんでした。ある時、同居の娘さんが病気で突然入院することになり、Mさんは2ヶ月の予定で老健に入所することになりました。入所時に本人は四つ這いで移動すると言いましたが、「老健では四つ這いによる移動は難しいので車椅子で介助する」ということになってしまいました。

2カ月後、娘さんが退院し、Mさんも自宅に戻ることにりましたが、帰宅してみるとMさんは四つ這いで移動ができなくなっていました。娘さんは自立度が低下したのは老健の責任だとして、無償で老健に入所させ四つ這い移動のリハビリを行うよう要求してきました。老健では無償での入所を承諾しましたが、2週間後Mさんが四つ這いで移動ができるようになっても、娘さんは自分の病気を理由に「今は引き取れない」と退所を拒否し、無償の入所が継続することになってしまいました。

クレームの解決手段として無償で入所させて良いか？

■ クレームや事故の解決のための無償入所は問題を大きくする

介助方法の問題や転倒事故などで入所中に身体機能が低下し自立度が下がると、「居宅で介護できないから責任を取って！」と無償での入所を要求する家族がいます。しかし、一旦無償で入所させてしまうと何らかの理由で現実的に退所が難しくなった時、無償入所を打ち切れなくなってしまうことがあるのです。



本来、施設側の責任で身体機能が低下し自立度が下がったとしても、無償入所だけは避けなければなりません。もし、転倒事故などで自立度が下がり、居宅での家族介護が不可能になれば、他の施設に有償で入所してもらい、その費用を事故の損害額として補償する方法と取るべきなのです。家族の中には一旦無償で入所させてもらおうとその事実が継続することが当たり前になる人も少なくないのです。

■ 居宅での日常生活動作を維持することが基本

本事例は、入所時にMさんの四つ這い移動を断り、車椅子移動に変えてしまったことに大きな問題があります。もちろん、建物の構造上、土足で歩くような施設の床を四つ這い移動することは、衛生上も問題があり、好ましくはありません。

しかし、やっとの思いで何とか身体機能を維持している高齢者にとっては、日常生活動作を継続しなければあつという間に身体機能が低下し、できていた動作ができなくなってしまうのです。入所前に居宅でできた動作が退所時にできなくなっていれば、家族のクレームになることは多く、施設内を四つ這いで移動しなくても動作能力を維持する対策が必要になります。例えば、リハ室の訓練台(プラットホーム)上で四つ這い移動の訓練を行うとか、畳部屋などで一定時間生活してもらうなどの身体機能維持のための介護計画を立てなくてはなりません。

■ 身体機能低下に関するクレームが多い老健

特養と異なり、老健は家族側に「リハビリ施設」であるという先入観があります。そのため、特養ではあまり期待しない、身体機能や生活動作の維持(または向上)に対する期待感が老健に対しては自然に高くなります。そう考えると、介護計画を立てるケアマネジャーは居宅での生活動作を全てきちんと把握した上で、その維持のための対策を講じなくてはならないのです。老健はリハビリ設備が充実している施設であることもあり、身体機能の維持は避けて通れない課題なのです。

発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
マーケット開発部 市場開発室
担当 森田・山口 TEL 050-3462-6444

監修 株式会社安全な介護 代表 山田 滋

担当課・支社 代理店